

まず最初にお読みください

広島家庭裁判所に遺産分割手続の申立てをされる方へ

広島家庭裁判所

- 原則として、調停の管轄は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に、審判の管轄は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所になります。
- 手続を申し立てる際には、所定の収入印紙・郵便切手を購入して、提出してください。詳しくは、添付書類①「チェックリスト」をご確認ください。
- 手続を申し立てるためには、次の書類を作成して、提出してください。書類を作成、提出する際は、添付書類②「遺産分割ハンドブック」をよくお読みください。

「申立書」「当事者目録」「遺産目録」	添付書類④「申立書・当事者目録・遺産目録用紙」を用いて作成してください。「遺産目録」は、広島家庭裁判所のウェブサイトから書式(エクセルファイル)をダウンロードして作成することもできます。
裁判所用(原本) + 相手方用(人数分のコピー)	
「相続関係図」	添付書類⑤「相続関係図記載例」を参考にして、適宜の用紙を用いて作成してください。
裁判所用(原本) + 相手方用(人数分のコピー)	
「事情説明書」 「進行に関する照会回答書」	添付書類⑥「事情説明書・進行に関する照会回答書用紙」を用いて作成してください。
裁判所用(原本)	

- 手続を申し立てる際には、相続人の範囲の裏付け資料(戸籍謄本等)、遺産の範囲や遺産の評価の裏付け資料(不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書等)を取得して、提出してください。詳しくは、添付書類①「チェックリスト」をご確認ください。

- 〒730-0012 広島市中区上八丁堀1番6号 広島家庭裁判所(受付係)
電話 082-228-0561

添付書類 一覧

- ① チェックリスト
- ② 遺産分割ハンドブック
- ③ マイナンバーの取扱いについて
- ④ 申立書・当事者目録・遺産目録用紙
- ⑤ 相続関係図記載例
- ⑥ 事情説明書・進行に関する照会回答書用紙